

地区計画制度

みんなの手で

住みよい環境を

育ちましょ

守りましょ



地域に適した

きめ細かな内容を

「地区計画制度」は、市民のみなさんが中心になって、身近な地域のまちづくりを行う制度です。比較的狭い地域のきめ細かいまちづくりには、今までの全体的な都市計画と個別の建築確認の二つによる方法では適切に対応できない部分がありました。この点を補って、総合的なまちづくりを進めていくために導入されたのが地区計画制度です。自分たちの地域を住みやすくするために、みなさん自身で、地域のまちづくりの目標ときめ細かなルールを決めることができます。この制度をよく理解の上、地域のまちづくりに活用ください。

地区計画制度の特色は、生く住みやすい地域に整備・保全の現を図るものでもあり活に密接に接する地域のま 全していくことを目的とする ます。

ちづくりであり、みなさん自身 制度です。

身が中心になって進めていく ます。また、市のまちづくりの基 本的な方針は、「おだわら21 世紀プラン」にも示されている 中心となり、住民のみなさんが 手助けをしていこう、という 規程や位置などの中から、ま

現在、市は都市計画として、 土地利用や都市施設などの整 備計画を定め、それに沿った まちづくりを、みなさんのご 協力を得ながら進め、都市の 健全な発展と秩序ある整備を 図っています。

しかし、総合的なまちづく りを進めるためには、日常生 活に密着した地域・地区単位 の整備も、同時に進められな ければなりません。

地区計画制度は、身近な地 域を、子どもたちが安心して 遊ぶ、緑豊かな、災害にも強

このように地域では、現在 道路や公園などが整備され、 土地の区画も整然としていま す。しかし、地区計画制度を 適用しないで放置したら、敷 地の細分化やミニ開発などが 行われてしまうことが考えら れます。

地区計画で、主に建物と敷 地について決めれば、町並み のそろう住みよい環境を維持 することが出来ます。

スプロール地域

郊外で、田畑の間に住宅な どができて始めている地域。

現在のまま放置したら、狭 い路地が入り組み、防災上も 問題のある地域になることが 十分に考えられます。

このような事態を防ぐため、 地区計画で道路の位置や幅

ちづくりに盛り込む内容を地 域の実情に応じて決めること ができるのです。

このとき、市は、地区の現 況資料の作成やまちづくりの 提案などをし、また、調整役 として協力します。

計画作りの 手順は

地区計画によるまちづくり は、その地域に実際にお住ま いのみなさんが集まって、将 来自分たちの住む地域をどの ような環境にしたいかを話し 合うことから始まります。

そして、話し合いの結果を、 全市的な都市計画にも照らし

一軒の敷地面積の最小限度な どを決めることができます。

良好な住宅地

既に良好な住宅地になって いる地域。

今は、一戸建ての多い緑豊 かな住宅地となっている地区 でも、アパートやマンション などの建設、敷地の細分化な どの結果、現在の良好な雰囲 気が壊れてしまう可能性があ ります。

ですから、地区計画で、敷 地面積の最低限度、建物の用 途、高さなどを決めれば、現 在の良好な居住環境を維持し ていくことができます。

そのほかの地域でも、地区 計画制度と、商店街の整備や 歴史的街並みの保存などのま ちづくりの手法とを組み合わ せることによって、それぞれ の地域の居住環境を整備・保 全することができます。

橋地区では

もう具体的に

地区計画制度は始まったばかりの制度ですが、既にく つか地区で具体的に導入が検 討されています。

合わせて、身近な地域の将来 像として定めます。

具体的には、地区方針、実 現のための整備・開発・保全 の方針、地区方針に沿った詳 しい内容などを定めることに なります。

こうしてできた、みなさん の「まちづくり案」は、都市 計画法の手続を経て地区計画 として正式に決定されます。

決定後は、地区計画に沿っ て、優れた居住環境を目指し た開発・建築が行われること になります。ですから、地区 計画に合わない開発や建築、 例えば、大きなマンションの 建設や、道路予定地での新築 など規制されることになり ます。

その中の一つとして、橋団 地一般住宅があります。ここ は、大規模な土地開発によっ て整備された地域で、現在は 町並みの整然とした住宅地域 です。この環境を守っていく ために自主的な活動が行われ ています。地区計画制度の導 入は、活動の一つである町並 み美化推進プロジェクトの中 で検討されています。

また、扇町五丁目や区画整 理事業を実施している久野・ 下曾我地区でもこの制度の導 入が検討されています。

お気軽に

ご相談を

みなさんの地域でも、暮ら しやすい環境を整備し、また 守り続けるためには是非地区計 画制度をご活用ください。

市役所は、できる限りお手 伝いします。

この手作りのまちづくり計 画・地区計画制度は都市計画 課(市役所五階・☎3157 2)で担当しています。

この制度について詳しく知 りたい方はお気軽にご相談く ださい。

「地区計画制度」は、市民のみなさんが中心になって、身近な地域のまちづくりを行う制度です。比較的狭い地域のきめ細かいまちづくりには、今までの全体的な都市計画と個別の建築確認の二つによる方法では適切に対応できない部分がありました。この点を補って、総合的なまちづくりを進めていくために導入されたのが地区計画制度です。自分たちの地域を住みやすくするために、みなさん自身で、地域のまちづくりの目標ときめ細かなルールを決めることができます。この制度をよく理解の上、地域のまちづくりに活用ください。

地区計画制度の特色は、生く住みやすい地域に整備・保全の現を図るものでもあり活に密接に接する地域のま 全していくことを目的とする ます。

ちづくりであり、みなさん自身 制度です。

身が中心になって進めていく ます。また、市のまちづくりの基 本的な方針は、「おだわら21 世紀プラン」にも示されている 中心となり、住民のみなさんが 手助けをしていこう、という 規程や位置などの中から、ま

現在、市は都市計画として、 土地利用や都市施設などの整 備計画を定め、それに沿った まちづくりを、みなさんのご 協力を得ながら進め、都市の 健全な発展と秩序ある整備を 図っています。

しかし、総合的なまちづく りを進めるためには、日常生 活に密着した地域・地区単位 の整備も、同時に進められな ければなりません。

地区計画制度は、身近な地 域を、子どもたちが安心して 遊ぶ、緑豊かな、災害にも強

このように地域では、現在 道路や公園などが整備され、 土地の区画も整然としていま す。しかし、地区計画制度を 適用しないで放置したら、敷 地の細分化やミニ開発などが 行われてしまうことが考えら れます。

地区計画で、主に建物と敷 地について決めれば、町並み のそろう住みよい環境を維持 することが出来ます。

スプロール地域

郊外で、田畑の間に住宅な どができて始めている地域。

現在のまま放置したら、狭 い路地が入り組み、防災上も 問題のある地域になることが 十分に考えられます。

このような事態を防ぐため、 地区計画で道路の位置や幅

ちづくりに盛り込む内容を地 域の実情に応じて決めること ができるのです。

このとき、市は、地区の現 況資料の作成やまちづくりの 提案などをし、また、調整役 として協力します。

計画作りの 手順は

地区計画によるまちづくり は、その地域に実際にお住ま いのみなさんが集まって、将 来自分たちの住む地域をどの ような環境にしたいかを話し 合うことから始まります。

そして、話し合いの結果を、 全市的な都市計画にも照らし

一軒の敷地面積の最小限度な どを決めることができます。

良好な住宅地

既に良好な住宅地になって いる地域。

今は、一戸建ての多い緑豊 かな住宅地となっている地区 でも、アパートやマンション などの建設、敷地の細分化な どの結果、現在の良好な雰囲 気が壊れてしまう可能性があ ります。

ですから、地区計画で、敷 地面積の最低限度、建物の用 途、高さなどを決めれば、現 在の良好な居住環境を維持し ていくことができます。

そのほかの地域でも、地区 計画制度と、商店街の整備や 歴史的街並みの保存などのま ちづくりの手法とを組み合わ せることによって、それぞれ の地域の居住環境を整備・保 全することができます。

橋地区では

もう具体的に

地区計画制度は始まったばかりの制度ですが、既にく つか地区で具体的に導入が検 討されています。

合わせて、身近な地域の将来 像として定めます。

具体的には、地区方針、実 現のための整備・開発・保全 の方針、地区方針に沿った詳 しい内容などを定めることに なります。

こうしてできた、みなさん の「まちづくり案」は、都市 計画法の手続を経て地区計画 として正式に決定されます。

決定後は、地区計画に沿っ て、優れた居住環境を目指し た開発・建築が行われること になります。ですから、地区 計画に合わない開発や建築、 例えば、大きなマンションの 建設や、道路予定地での新築 など規制されることになり ます。

その中の一つとして、橋団 地一般住宅があります。ここ は、大規模な土地開発によっ て整備された地域で、現在は 町並みの整然とした住宅地域 です。この環境を守っていく ために自主的な活動が行われ ています。地区計画制度の導 入は、活動の一つである町並 み美化推進プロジェクトの中 で検討されています。

また、扇町五丁目や区画整 理事業を実施している久野・ 下曾我地区でもこの制度の導 入が検討されています。

お気軽に

ご相談を

みなさんの地域でも、暮ら しやすい環境を整備し、また 守り続けるためには是非地区計 画制度をご活用ください。

市役所は、できる限りお手 伝いします。

この手作りのまちづくり計 画・地区計画制度は都市計画 課(市役所五階・☎3157 2)で担当しています。

この制度について詳しく知 りたい方はお気軽にご相談く ださい。

下水道の受益者負担金

標準家庭で4万6300円

4月1日から新しい制度に

下水道の受益者負担金制度が市の下水道運営審議会の答申に基づき、昨年十二月の市議会で議決され、改正された。新しい制度は四月一日から実施されますので、概要をお知らせします。

◆小田原市の下水道事業

昭和三十四年に西部処理区に着手してからその後、酒匂川流域関連事業として五十二年に左岸処理区、五十九年に右岸処理区の事業に着手し、整備を進めてきました。

この結果、昨年度末で下水道の整備面積は、九百五十八ヘクタールに達し、事業とご協力をお願いします。

認可区域の整備率は六二・三パーセントとなりました。整備に要した経費は二百十八億七千万円に及んでいます。このうち、補助金や起債(借金)は、七千万円に及んでいます。

区分	処理区	現行	改正後
単位負担金(㎡当り)	西部	九六・八円	二八〇円
標準家庭(四〇㎡)	西部	二四三・〇円	一一二〇〇円
左岸	一六、〇〇〇円	四六、三〇〇円	
右岸	四〇、二〇〇円		

標準家庭負担金は面積一六・五・二八㎡(五〇坪)の場合

市費(税金)などです。しかし、これらの財源だけですべての事業を行うと、既に整備された区域と未整備区域との間に不公平が生じます。そこで、下水道の整備によって利益を受ける地域の土地所有者の方に建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金制度です。

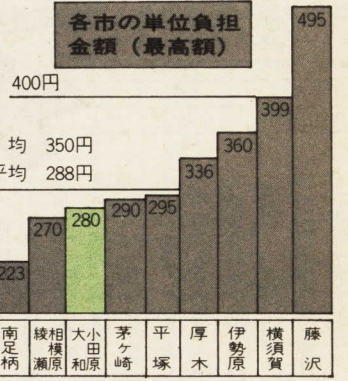
昭和四十一年に西部処理区、五十二年に左岸処理区に制定されましたが、制定時期の違いによって単位負担金額(一平方メートル当たり単価)が異なっているため、清算規定を廃止しました。

◆主な改正点

①単位負担金額の一元化
西部、左岸、右岸の処理区を一元化し、金額は事業費に対する受益者の負担割合と近隣都市の水準を考慮し、二百八十円と定められました。

②清算規定の廃止
現行制度の受益者負担金は予定額であって、事業終了後に清算することになっていました。しかし、下水道事業は長期にわたることから現行の負担金額と清算額とに著しい差額が生じ、この清算をすることが困難なため、清算規定を廃止しました。

◆問い合わせ
課庶務係 ☎1611



の負担金を定める必要があったので、右岸処理区の制度化に合わせて三つの処理区の受益者負担の均衡を図り、単位負担金額を一元化するよう制度の改正をしました。

昭和六十一年度小田原市が支出した補助金に係る各団体の出納その他の事務の執行のうち、その補助金が正しく受け入れられ、目的及び条件に従って執行されているかを重点に実施されました。

◆監査結果
各団体とも、補助金はその目的に従って適正に執行されているものと認められました。

◆問い合わせ
監査事務局 ☎1752

今年6人1団体に

孝養顕著で山崎美和さん(早川)が



緊張した表情で山崎市長から賞状を受ける山崎さん

一月十五日の成人の日に市民会館で、第十二回の市ほう賞授与式が行われ、六人と一団体が受賞しました。

この「ほう賞制度」は、寄付金を基金として昭和五十年十月に設置された制度で、本市に関する学術、文化、教育、今回受賞されたのは次の方々です。

- ◆受賞者氏名等(敬称略)
- 岩崎常吉(堀之内一七六)
- 山崎美和(早川二一一)
- 渡邊一造(中曾根三三二)
- 杉崎順一(城内二一九)
- 杉山茂夫(中里一五)
- 小田原短歌会創設以来、長年にわたり、会の発展に尽力し本市の文化振興に貢献された。
- 高井喜雄(栢山二八三四)

◆監査の種類
地方自治法第一九九条第六項の規定による監査

◆監査の期間
昭和六十二年十月二十六日～十二月十一日

◆監査箇所
○小田原海外市民交流会
○小田原市納税貯蓄組合連合

調査及び保存に貢献され、更に長年古墳群の環境維持に尽力されました。

○山崎美和(早川二一一)

◆加入申込方法は
自治会で取りまとめていただきます。掛金を添えてお申し込みください。直接加入する方は、市民生活課、支所、連絡所で受け付けます。

◆問い合わせ
市民生活課 交通安全係 ☎1851

◆土地売買取引は
二月一日から、市街化区域での三百平方メートル以上の土地取引は、国土利用計画法に基づく県知事への届出が必要になります。

詳しいことは用地課用地第一係(☎1333)へお問い合わせください。

土地を売る方はご協力を

税法上の控除も！

市は、公共用地を取得するときに必要な代地が不足しているため、土地を探しています。

土地の売却を考えている方は、市外化地域、調整地域と

加入しましょう

交通災害共済

申込みは自治会がまとめて

みなさんが加入している小田原市交通災害共済は、三月三十一日で共済期間が満了となります。

万一の交通事故に備えて、来年度も家族全員で継続加入するようにしましょう。

また、未加入の方もこの機会に是非交通災害共済に加入されるようお勧めします。

◆問い合わせ
市民生活課 交通安全係 ☎1851

◆加入申込方法は
自治会で取りまとめていただきます。掛金を添えてお申し込みください。直接加入する方は、市民生活課、支所、連絡所で受け付けます。

◆問い合わせ
市民生活課 交通安全係 ☎1851

◆共済期間は
六十三年四月一日～六十四年三月三十一日

◆掛金は
○十六歳以上 五百円 (四十七年四月二日以前に生まれた方)
○十六歳未満 三百円 (四十七年四月三日以降に生まれた方)

2月7日は 北方領土の日

戦後四十二年を過ぎた今日でも、歯舞(はまゐ)、色丹(しこたん)、国後(くにしろ)、択捉(えとろふ)の北方領土は、ソ連に不法占拠されたままになっています。

これらの島々はかつて一度も外国の領土となつたことのない我が国固有の領土であり、戦前戦後の国際的諸取決めからみても当然我が国に帰属すべき領土なのです。北方領土の一括返還を実現して平和条約を締結し、日ソ両国間に真の相互理解に基づく安定的関係を確立することが我が国の方針です。

北方領土問題に対する国民の理解と関心を高め、領土返還要求運動の一層の推進を図るため、日露通好条約の結ばれた日―二月七日を「北方領土の日」と定めています。今年で八回目を迎えますがみなさんのご理解とご協力をお願いします。

◆問い合わせ
行政総務課行政総務係 ☎1291

2月7日の
11日(木)～16日(火)
国道沿道総合交差点規制日

品名	最低価格	最高価格	平均価格	前同対比(11月分)	前年同月比
砂糖(1kg白糖)	218円	268円	247円	2.0%	▲1.2%
しょう油(1ℓパック)	185	260	223	0.9	▲4.9
小麦粉(1kg袋入り)	158	230	194	3.6	▲4.1
サラダ油(1kgポリ)	145	380	296	1.4	▲26.0
マーガリン(225gパック)	82	198	180	7.8	▲8.6
牛乳(1ℓパック)	168	245	191	▲3.1	▲2.1
牛肉(もも肉100g)	320	480	392	▲0.5	1.3
豚肉(もも肉100g)	128	195	156	2.6	▲0.6
鶏卵(Mサイズ10コパック)	118	188	174	12.6	▲38.5
じゃがいも(1kg)	168	370	207	0	6.3
たまねぎ(1kg)	100	198	171	18.1	7.0
きゅうり(1本)	45	100	77	28.6	18.2
キャベツ(並1コ)	150	299	229	32.3	37.1
アイスシューベーパー(クリネックス)	85	158	131	▲1.5	▲11.5
合成洗剤(無リン・2.65kg)	652	910	883	▲1.9	2.5
粉せっけん(3kg)	600	910	770	▲6.2	0.1
灯油(18ℓ・宅配)	655	900	778	▲12.2	▲4.4

1月分

所得税と市県民税

3月15日までに申告を

今年も税金の申告の時期がやってきました。三月十五日(火)の申告期限までに必ず申告書を提出してください。

所得税

所得税の確定申告は二月十六日(火)から税務署で受け付けます。三月になると窓口が大変混雑しますので、お早めにお出掛けください。

市県民税

税には銀行などの預金口座から振替で納税する振替納税の制度があります。手数料が少なく済むので振替納税の利用をお勧めします。

特別土地保有税

特別土地保有税は税制面からの特典として設けられる特別土地保有税(取得分の申告納付月に当たります)の申告対象となる土地です。

住所変更した方は

住所変更した方は、六十三年度の固定資産税、都市計画税の納税通知書を発送する準備を進めています。

貯蓄税制は

四月一日から貯蓄新税制が実施されます。この機会に貯蓄にかかる税金について勉強してみませんか。

60万円を超える贈与

六十二年分の贈与税の申告と納税は二月一日から三月十五日までです。

贈与税の特例

贈与税の特例として、結婚期間が二十年以上の夫婦間で同居用不動産等の贈与を受けた場合には、贈与税の申告をすることにより、一千万円までなら贈与税がかからない特例があります。

固定資産税・都市計画税第4期分

納期限は2月29日(月)です。納付書で納入する方は期限内にお願いします。

納期限は2月29日(月)です。納付書で納入する方は期限内にお願いします。

成人式という男は背広にとっても、大人の資格が何であるかという問題は、成人式を迎える機会に考えてもよいことだと思えます。昔は百姓の子は百姓、武士の子は武士になりました。格言われました。

成人式という男は背広にとっても、大人の資格が何であるかという問題は、成人式を迎える機会に考えてもよいことだと思えます。昔は百姓の子は百姓、武士の子は武士になりました。格言われました。

成人式という男は背広にとっても、大人の資格が何であるかという問題は、成人式を迎える機会に考えてもよいことだと思えます。昔は百姓の子は百姓、武士の子は武士になりました。格言われました。

特別土地保有税は税制面からの特典として設けられる特別土地保有税(取得分の申告納付月に当たります)の申告対象となる土地です。

住所変更した方は、六十三年度の固定資産税、都市計画税の納税通知書を発送する準備を進めています。

貯蓄税制は四月一日から貯蓄新税制が実施されます。この機会に貯蓄にかかる税金について勉強してみませんか。

梅まつり 城址公園・曾我梅林 2月7日~3月7日



梅まつり 城址公園・曾我梅林

消防功労者を表彰

新春恒例の消防始式で

一月十一日、恒例の消防始式が城内小学校校庭とお堀端通りで盛大に行われました。式には、消防職員と消防団員三百五十五人、消防車両二十八台が参加し、消防はしご自動車、化学消防ポンプ自動車や消防部隊の分列行進が行われました。

また、小田原及び消防記念会のはしご乗りの妙技や消防団の可搬ポンプ二十二台による一斉放水も行われ、集まった人々を沸かせました。

なお、この日、会場では消防活動に功労のあった次の方々に感謝状、表彰状が贈られました。

伊沢三男、(株)西川組事務員 一同
 消防長表彰(優良消防職員) 西山國雄、府川利明
 知事表彰(永年勤続功労員) 小高伯夫、和田実、門松征次郎、神谷忠元
 消防協会小田原支部長表彰 間健次郎、湯川雅夫、青木健藏、秋山順一、小澤勉、高木一吉、本多純二、山口好則
 府川長治、石綿弘武、杉崎幸正、江藤勇
 消防長感謝状 北村敏広

厳しい社会経済環境の中で、高齢者や障害者の就業の機会をますます狭められていく中、市は、高齢者や障害者の雇用問題に理解を示され、雇用の促進に貢献されている事業所に、本年度から感謝状を贈ることになりました。感謝状が贈られたのは、次の事業

忠行、松本孝、小野間行雄、山本誠一、中戸川孝、宮田好高、山室利秋、日比野正博、栢沼幸弘、沼田照義、中戸川守、小澤勉、柳川宗司、廣瀬清明、山田俊治、山室由雄、日下部佳伸、府川武司、穂坂博一、古屋清、多田敏郎
 永年勤続表彰(二十五年勤続) 加藤宗一、萬野孝平(二夫、下澤昭男、青木顯三、奥津和彦、二宮敏行、山中茂田中美男、長谷川健次、川井忠一、香川弘道、小泉雅春、小澤直樹、市川寛志

内田賢治、古谷敏一、佐藤良則、沼田照義、廣井英幸、廣石都雄、香川芳春、尾崎弘行、中島光一(十年勤続) 久保寺實夫、佐野博男、押田光泰、長谷川清彦、太田幹雄、加藤正己、安相誠剛、日下部毅一郎、加藤久雄、鈴木信利、中島克己、秋山太一、古屋清夫、岡部二郎、白石富夫、下澤昭男、青木顯三、奥津和彦、二宮敏行、山中茂田中美男、長谷川健次、川井忠一、香川弘道、小泉雅春、小澤直樹、市川寛志

小田原瓦斯(代表者 原修吾 厨町一三三三三) 〇小田原報徳自動車(代表者 曾我操 浜町一六一八) 〇昌永産業(代表者 金井一郎 堀之内百八十八)

〇小田原瓦斯(代表者 原修吾 厨町一三三三三) 〇小田原報徳自動車(代表者 曾我操 浜町一六一八) 〇昌永産業(代表者 金井一郎 堀之内百八十八)

〇小田原瓦斯(代表者 原修吾 厨町一三三三三) 〇小田原報徳自動車(代表者 曾我操 浜町一六一八) 〇昌永産業(代表者 金井一郎 堀之内百八十八)

〇小田原瓦斯(代表者 原修吾 厨町一三三三三) 〇小田原報徳自動車(代表者 曾我操 浜町一六一八) 〇昌永産業(代表者 金井一郎 堀之内百八十八)

〇小田原瓦斯(代表者 原修吾 厨町一三三三三) 〇小田原報徳自動車(代表者 曾我操 浜町一六一八) 〇昌永産業(代表者 金井一郎 堀之内百八十八)

市内最高齢者の山崎ルイさん百歳に長寿を祝って市長が訪問

本市では、お年寄りに対する敬愛精神の普及と老人福祉の向上を目指して、多年にわたり社会に貢献された百歳以上の毎半誕生日に祝い金十万円をお贈りしています。



一月三日に、本市の最高齢者である穴部の山崎ルイさんが百歳の誕生日を迎えられましたので、一月五日、市長が人ホーム「潤生園」に入所し訪問して祝状とともに祝い金をお贈りしています。

一月三日に、本市の最高齢者である穴部の山崎ルイさんが百歳の誕生日を迎えられましたので、一月五日、市長が人ホーム「潤生園」に入所し訪問して祝状とともに祝い金をお贈りしています。

六十一年一月から十二月まで支払ったあなたの国民年金保険料は、生計を一つにする配偶者やその他の親族の国民年金保険料をあなたが支払った場合、その金額が「社会保険料控除」としてあなたの所得から差し引かれ、課税の対象にはなりません。

六十一年一月から十二月まで支払ったあなたの国民年金保険料は、生計を一つにする配偶者やその他の親族の国民年金保険料をあなたが支払った場合、その金額が「社会保険料控除」としてあなたの所得から差し引かれ、課税の対象にはなりません。

六十一年一月から十二月まで支払ったあなたの国民年金保険料は、生計を一つにする配偶者やその他の親族の国民年金保険料をあなたが支払った場合、その金額が「社会保険料控除」としてあなたの所得から差し引かれ、課税の対象にはなりません。

六十一年一月から十二月まで支払ったあなたの国民年金保険料は、生計を一つにする配偶者やその他の親族の国民年金保険料をあなたが支払った場合、その金額が「社会保険料控除」としてあなたの所得から差し引かれ、課税の対象にはなりません。

六十一年一月から十二月まで支払ったあなたの国民年金保険料は、生計を一つにする配偶者やその他の親族の国民年金保険料をあなたが支払った場合、その金額が「社会保険料控除」としてあなたの所得から差し引かれ、課税の対象にはなりません。

六十一年一月から十二月まで支払ったあなたの国民年金保険料は、生計を一つにする配偶者やその他の親族の国民年金保険料をあなたが支払った場合、その金額が「社会保険料控除」としてあなたの所得から差し引かれ、課税の対象にはなりません。

国民年金保険料は所得から控除されます

六十一年一月から十二月まで支払ったあなたの国民年金保険料は、生計を一つにする配偶者やその他の親族の国民年金保険料をあなたが支払った場合、その金額が「社会保険料控除」としてあなたの所得から差し引かれ、課税の対象にはなりません。

六十一年一月から十二月まで支払ったあなたの国民年金保険料は、生計を一つにする配偶者やその他の親族の国民年金保険料をあなたが支払った場合、その金額が「社会保険料控除」としてあなたの所得から差し引かれ、課税の対象にはなりません。

六十一年一月から十二月まで支払ったあなたの国民年金保険料は、生計を一つにする配偶者やその他の親族の国民年金保険料をあなたが支払った場合、その金額が「社会保険料控除」としてあなたの所得から差し引かれ、課税の対象にはなりません。

六十一年一月から十二月まで支払ったあなたの国民年金保険料は、生計を一つにする配偶者やその他の親族の国民年金保険料をあなたが支払った場合、その金額が「社会保険料控除」としてあなたの所得から差し引かれ、課税の対象にはなりません。

六十一年一月から十二月まで支払ったあなたの国民年金保険料は、生計を一つにする配偶者やその他の親族の国民年金保険料をあなたが支払った場合、その金額が「社会保険料控除」としてあなたの所得から差し引かれ、課税の対象にはなりません。

六十一年一月から十二月まで支払ったあなたの国民年金保険料は、生計を一つにする配偶者やその他の親族の国民年金保険料をあなたが支払った場合、その金額が「社会保険料控除」としてあなたの所得から差し引かれ、課税の対象にはなりません。

市民生活ガイドブックの訂正

次の箇所には誤りがありますので訂正します。お手元の市民生活ガイドブックを訂正してください。

ページ	箇所	誤	正
33	市税の証明手数料表中 無職・無収入証明の手数料	200日	200円
45	農地の転用記事 市街化調整区域の農地転用の申請締切日	休日の場合はその翌日	休日の場合はその前日
50	広域避難場所一覽表中 西地区の4「城址公園」の避難割当地区(単位自治会)		58区自治会を追加
52	市立病院の記事 市立病院の電話番号	33-3175	34-3175
65	市刊行物発行情報の表中 小田原市統計要覽の定価	500円	1,000円

千四百五十七円(達成率一四七・三パーセント)でした。一般募金は、神奈川県共同募金会に送られ、県内の社会福祉協議会や社会福祉施設・団体などに配分されます。

千四百五十七円(達成率一四七・三パーセント)でした。一般募金は、神奈川県共同募金会に送られ、県内の社会福祉協議会や社会福祉施設・団体などに配分されます。

千四百五十七円(達成率一四七・三パーセント)でした。一般募金は、神奈川県共同募金会に送られ、県内の社会福祉協議会や社会福祉施設・団体などに配分されます。

健康コーナー

お問い合わせ 市民健康課健康係 ☎1838 指導係 ☎1831

※前月号も併せてご覧ください

付添ってください。▽担当 健康係

3種混合(百日せき、ジフテリア、破傷風)▽接種間隔 1期113週間隔で健康状態が良いときに3回接種 2期11期の3回目終了後、1年1年半の間に1回接種▽持参する物 母子健康手帳、印鑑▽接種料 無料

ツベルクリン反応とBCG▽対象 3か月4歳未満で1回も受けていない幼児▽1回も受けていない幼児▽接種を受ける時間 午後1時30分2時30分▽会場 市役所7階大会議室▽持参する物 母子健康手帳、印鑑▽接種料 無料

ツベルクリン反応判定とBCG▽対象 地区 酒匂・国府津・下曾我上府中・桜井・富水・豊川1日・3日に実施する以外の地区

がん検診

子宮がん施設検診▽対象 30歳以上の方▽場所 「老人保健法健康診査(子宮がん検診)取扱機関」(健康カレンジャー参照)▽受診料 1000円(一部受診者負担金)▽担当 健康係

乳がん施設検診▽対象 30歳以上の方▽場所 「乳がん施設検診取扱医療機関」(健康カレンダー参照)▽受診方法 「乳がん検診のお知らせ(62年度分受診券)」のはがきを郵送。はがきと保険証を持ち直接医療機関へ。老人保健法健康診査に該当する方は医療受給者証も持参。▽受診料 400円(一部受診者負担金)▽担当 健康係

子宮がん施設検診▽対象 30歳以上の方▽場所 「老人保健法健康診査(子宮がん検診)取扱機関」(健康カレンジャー参照)▽受診料 1000円(一部受診者負担金)▽担当 健康係

乳がん施設検診▽対象 30歳以上の方▽場所 「乳がん施設検診取扱医療機関」(健康カレンダー参照)▽受診方法 「乳がん検診のお知らせ(62年度分受診券)」のはがきを郵送。はがきと保険証を持ち直接医療機関へ。老人保健法健康診査に該当する方は医療受給者証も持参。▽受診料 400円(一部受診者負担金)▽担当 健康係

献血相談

献血▽日程・会場 2月20日(土)太陽自動車(株)国府津営業所(日赤羽分団) 3月1日(日)小田原駅前(小田原白梅ライオンズクラブ) 3日(木)小田原駅前(小田原青年会議所) 5日(土)下曾我公民館(日赤下曾我分団)▽時間 各日午前10時正午 午後1時3時▽担当 健康係

健康相談▽対象 一般市民▽日時・会場 2月17日(水)午前11時山公民館 午後1時9区公民館 18日(木)午前11時羽根公民館 午後1時屋敷公民館 22日(月)午前11時寺町公民館 午後11時羽根公民館 23日(火)午後11時下府中公民館

献血▽日程・会場 2月20日(土)太陽自動車(株)国府津営業所(日赤羽分団) 3月1日(日)小田原駅前(小田原白梅ライオンズクラブ) 3日(木)小田原駅前(小田原青年会議所) 5日(土)下曾我公民館(日赤下曾我分団)▽時間 各日午前10時正午 午後1時3時▽担当 健康係

健康相談▽対象 一般市民▽日時・会場 2月17日(水)午前11時山公民館 午後1時9区公民館 18日(木)午前11時羽根公民館 午後1時屋敷公民館 22日(月)午前11時寺町公民館 午後11時羽根公民館 23日(火)午後11時下府中公民館

お年寄りの医療受給者証

今月から新しくなりました

七十歳以上の方と六十五歳以上七十歳未満の寝たきりの方は、旧受給者証(黒色刷り)は使えませんが、至急保険年金課又は最寄りの支所へ連絡しお返しください。【注意】お年寄りが加入している健康保険に変更があったときは、必ず保険年金課又は支所へ連絡しお届けください。

お問い合わせ 〇戸別募金 千九百一十三千四百八十一円 〇その他(篤志者) 百九十九千九百七十六円 〇六十一年度配分留保額 二百八十二千五百五十五円 〇合計 千五百六十三千七百七十二円

今月から新しくなりました

七十歳以上の方と六十五歳以上七十歳未満の寝たきりの方は、旧受給者証(黒色刷り)は使えませんが、至急保険年金課又は最寄りの支所へ連絡しお返しください。【注意】お年寄りが加入している健康保険に変更があったときは、必ず保険年金課又は支所へ連絡しお届けください。

お問い合わせ 〇戸別募金 千九百一十三千四百八十一円 〇その他(篤志者) 百九十九千九百七十六円 〇六十一年度配分留保額 二百八十二千五百五十五円 〇合計 千五百六十三千七百七十二円

みなさんの善意 共同募金の結果

六十一年度の共同募金運動の結果が、共同募金会小田原市支会できつまとりましてお知らせします。

一般募金は、目標額を上回る千七百四十六万四千二百八十六円(達成率一〇〇・八パーセント)、年末未すけあい募金も目標額を四百一十二万四千二百八十一円上回る千二百八十一万六千七百七十七円(達成率一〇〇・二二二パーセント)でした。

配分対象者数・金額 〇標準保護世帯四百六十八世帯 千三百三十二千二百円 〇寝たきり老人二百四十四人 七百七十七円 〇精神薄弱者(最重度・重度)二百六十八人 百三十三千二百円 〇身体障害児(二級・三級)七十七人 三十八万五千四百五十五円 〇社会福祉施設三施設 四十五万円 〇配分留保額(六十三年度) 二百四十万一千二百四十四円

六十一年度の共同募金運動の結果が、共同募金会小田原市支会できつまとりましてお知らせします。

一般募金は、目標額を上回る千七百四十六万四千二百八十六円(達成率一〇〇・八パーセント)、年末未すけあい募金も目標額を四百一十二万四千二百八十一円上回る千二百八十一万六千七百七十七円(達成率一〇〇・二二二パーセント)でした。

配分対象者数・金額 〇標準保護世帯四百六十八世帯 千三百三十二千二百円 〇寝たきり老人二百四十四人 七百七十七円 〇精神薄弱者(最重度・重度)二百六十八人 百三十三千二百円 〇身体障害児(二級・三級)七十七人 三十八万五千四百五十五円 〇社会福祉施設三施設 四十五万円 〇配分留保額(六十三年度) 二百四十万一千二百四十四円

体の不自由な方の入浴手続は

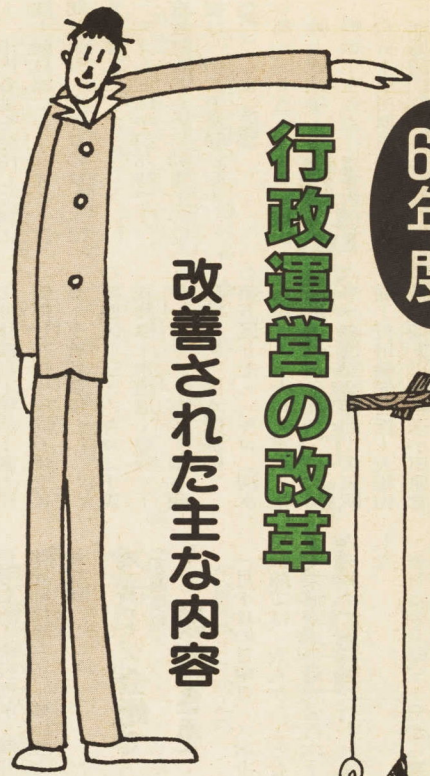
一般乗合自動車運賃割引証(バスの割引手続は)の変更になりました。

体の不自由な方の入浴手続は

一般乗合自動車運賃割引証(バスの割引手続は)の変更になりました。

62年度 行政運営の改革

改善された主な内容



市では、「小田原市行政改革の方針」(昭和六十一年一月策定)に基づいて、行政の組織や運営について簡素合理化する一方で、今後予想される「高齢化」「高度情報化」など社会経済情勢の変化に対応できる弾力的な体制づくりを進めながら、職員の意識改革及び資質の向上に努めています。その主な改善内容についてお知らせします。

- ### 「行政サービスの適正化」
- 1 各種事務事業の見直し
 - 新たな行政需要に対応するため、公平性、効率性等の観点から見直しを行い、次のような三十二件の事務事業について改善しました。
 - ・競争的中車券払戻業務を正確・迅速に行うために機械化を実施
 - ・第三水源地の監視業務を無人化するための設備改良を実施
 - ・上水道の漏水通報等のための宿直を廃止し、浄水課で二十四時間体制の対応
 - 2 補助金交付の適正化
 - 当初の目的を達成したと思われる補助金など十二件を廃止又は減額しました。
 - ・神奈川県農業労働受入協議会補助金
 - ・農業後継者資金融資利子補給金
 - ・市失業対策事業就労者奨励金補助金
 - 3 外部委託の推進
 - 事務の効率化や民間の専門的知識・技術の活用が期待できる分野において、行政責任
 - 2 給与と職員定数の適正化
 - 1 給与の適正化
 - ・社会情勢や国・県及び近隣都市の動き等を踏まえて、給与の適正化に努めました。
 - ・退職手当の是正
 - 2 職員定数の適正化
 - 今後の行政需要の動きを見ながら、事務事業の見直しを行うとともに、事務のOA化と民間への委託を更に進め、職員の補充を極力抑制しました。
 - ・定数管理調査の実施
 - 3 職員の資質の向上と職員参加の推進
 - 少数精鋭主義を基本に、職員の資質向上と能力開発を図るとともに、構成人数を削減
 - 3 外郭団体の見直し
 - 団体の自立及び運営の活性化を図るため、団体の目的、業務内容、機能、役員構成等を見直しました。
 - ・市民会館事業協会を公益事業協会に統合
 - ・社会福祉協議会を各種事務局事務を実施(共同募金会、遺族会、市老連及び老人社会奉仕団)
 - ・清掃協会の役員構成を改めるとともに、構成人数を削減

「民間活力の導入と市民参加の方策」

 - 1 民間活力の導入
 - 企業などの創造力と競争力、個人や家庭の自立・自助の能力、地域社会における互助・連帯の力等の民間活力の導入に努めました。
 - ・ふるさとみどり基金、ふるさと文化基金、社会福祉基金の充実
 - ・民間地域作業所の整備(二か所)
 - ・ボランティア保険の導入
 - 2 市民参加の方策
 - 市民への情報提供の方法、市民意見の聴取の方法、市民と行政の意見交換制度を強化充実するとともに、市民との協働による市政の運営に努めました。

市民との協働による二宮尊徳生誕二百年記念事業の実施
 ・市長と話し合う会の充実
 ・広聴会の内容の充実

行政改革は自治体にとって永遠の課題であり、今後も住民福祉の向上を基本理念として、絶えず時代の変化に即応した改革の努力を続けていきますので、市民のみなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

※問い合わせ 企画政策課 ☎1255

バス割引手続は

身体障害者手帳をお持ちの方に発行している「障害者」の割引手続は、変更になりました。

旧	新
割引方法 単独	市町村から発行された割引証を提示
割引方法 介護付き	同上
有効範囲	県内のみ

身体障害者手帳の提示(割引証でも可)
 従来どおり(介護付き割引証所持者が単独で乗車する場合は、手帳を提示)
 手帳提示により、他県でも割引可

※定期券用についても上記と同じです。
 なお、精神薄弱児者については、バス協会と協議中ですので、取扱いは従来どおりです。

問い合わせ ☎146 福祉課庶務係

おだわらフォトニュース

梅まじりの写真を募集

市では、市内の出来事や催し物、風物などを写真で紹介する「おだわらフォトニュース」を発行していますが、次回(3月25日)発行予定のフォトニュースに使う写真を募集します。

このフォトニュースは、市内の学校、公共施設、病院、金融機関などに掲示され、みなさんに親しまれていく予定です。

◆応募できる作品
 63年2月7日以降に撮影したもの
 ①応募作品は、郵送でも結構です
 ②応募作品は、お返しします
 ③問い合わせ 広報課広報係 ☎1261

◆応募先 〒250 小田原市 市役所300 小田原市役所広報課係

◆審査結果 採用者に電話で通知します
 ◆謝礼等 採用された方には記念品を、応募者には参加賞を差し上げます

◆その他
 ①採用作品の著作権は市に属します
 ②応募作品は、郵送でも結構です
 ③問い合わせ 広報課広報係 ☎1261

保健所だより

保健所保健予防課 ☎223135

健康帳と子どもの歯の歯ブラシを持参してください

◆乳初期の乳児の母親
 2月18日(水) 25日(水) 午後2時30分～3時30分

◆歯と栄養の教室
 2月18日(水) 3月3日(水) 午後9時～10時30分

◆母子の歯の相談日
 2月18日(水) 3月3日(水) 午後9時～10時30分

◆母親教室
 2月15日(月) 17日(水) 24日(水) 午後1時30分～4時

◆1歳児の幼児歯科検診
 2月10日(木) 2月17日(水) 午前10時～11時

◆2歳児の幼児歯科検診
 2月10日(木) 2月17日(水) 午前10時～11時

◆3歳児の幼児歯科検診
 2月10日(木) 2月17日(水) 午前10時～11時

乳幼児健診

3か月児・3歳児健康診査
 3か月児 2月25日(木) 午後1時～2時
 3歳児 3月3日(木) 午後1時～2時

7か月児健康診査
 7月7日(月) 午前9時30分～10時30分

1歳児健康診査
 1月1日(日) 午前9時30分～10時30分

2歳児健康診査
 2月2日(月) 午前9時30分～10時30分

3歳児健康診査
 3月3日(火) 午前9時30分～10時30分

4歳児健康診査
 4月4日(水) 午前9時30分～10時30分

5歳児健康診査
 5月5日(木) 午前9時30分～10時30分

6歳児健康診査
 6月6日(金) 午前9時30分～10時30分

7歳児健康診査
 7月7日(土) 午前9時30分～10時30分

8歳児健康診査
 8月8日(日) 午前9時30分～10時30分

9歳児健康診査
 9月9日(月) 午前9時30分～10時30分

10歳児健康診査
 10月10日(火) 午前9時30分～10時30分

11歳児健康診査
 11月11日(水) 午前9時30分～10時30分

12歳児健康診査
 12月12日(木) 午前9時30分～10時30分

休日急患診療所

内科・小児科 2月7日、11日、14日、21日、28日

受付時間 午前9時30分～11時30分 午後1時～3時30分

担当 健康係 ☎1838

休日・夜間の急患診療について
 ◆休日や夜間に急病になったら、まずかかりつけの医師へ
 ◆かかりつけの医師がいない場合は、休日・夜間診療の担当病院へ
 ◆休日・夜間診療の担当病院は「健康カレンダー」をご覧ください。

眼科の休日救急医療について

県では県医師会と協力して在宅当番医制で眼科救急患者に対応することになりました。

休日・夜間の急患診療について
 ◆休日や夜間に急病になったら、まずかかりつけの医師へ
 ◆かかりつけの医師がいない場合は、休日・夜間診療の担当病院へ
 ◆休日・夜間診療の担当病院は「健康カレンダー」をご覧ください。

市長から祝電を受け、喜びの山崎さん
 として毎年誕生日に祝い金十萬
 市役所
 25日(木)午後11時下府中公民館
 間づくりをします。▽担当
 指導係
 受診料 4000円▽担当
 健康係

スポーツ

第39回市駅伝大会 富水チームが2連覇を



兄妹でたすきをリレー(二川チーム第1区の中山雅浩選手から妹の中山千寿選手へ)

一月十七日(日)曜日、市駅伝競走大会が九区間四十六キロのコースで開催されました。二十二チームが参加しました。結果は次のとおりでした。

順位
 ①優勝 富水(2時間28分41秒)
 ②大窪(2時間34分22秒)
 ③国府津(2時間34分41秒)

④山王(2時間36分00秒)以下、⑦豊川⑧久野⑨上府中⑩芦子⑪二川⑫下府中⑬早川⑭酒匂⑮前羽⑯片浦⑰橋北⑱足柄⑲下曾我⑳十字㉑曾我㉒幸の順でした。

◆区間賞
 ○第一区 中山雅浩(二川)
 ○第二区 篠原理恵(国府津)
 ○第三区 内山 徹(桜井)
 ○第四区 初瀬川正利(桜井)
 ○第五区 佐藤文俊(東富水)
 川口昭信(上府中)

◆永年出場者
 ○山王 永年出場で表彰されたのは次の方たちでした。
 ○連続十回 柏木邦久(下曾我)、鈴木雄一(早川)
 ○通算十回 吉田健司(前羽)、中山雅浩(二川)、天野勇(橋北)

○第六区 北村泰一(前羽)
 ○第七区 太田昌宏(富水)
 ○第八区 伊藤登美雄(桜井)
 ○第九区 石井 満(山王)、池田 実(東富水)

実業団駅伝大会 今回から新コースで実施

第三十三回小田原地区実業団駅伝競走大会が二月二十一日(日)に開催されます。

今回からコースが新しくなり、城山陸上競技場をスタート、市内各地を経由して城山陸上競技場にゴールする七区間三十五・六キロのコースになりました。

スタートは午前九時です。事故防止のため自動車での応援は一切ご遠慮願います。

【新コースの走路】
 ○第一区 二・一キロ(城山陸上競技場―市役所前―久野坂下交差点―上多古信号―右折―小田原市高速化学処理場前)
 ○第二区 三・六キロ(高速化学処理場前―飯泉橋―飯泉信号右折―グイクマ鴨宮店前―大同毛織入口―カネボウ化粧品鴨宮工場前)
 ○第三区 二・五キロ(カネボウ化粧品鴨宮工場前―富士見橋信号左折―田島石橋交差点―下曾我農協)
 ○第四区 二・三・六キロ(下曾我農協―水道道―曾我ガ―デンセンター―右折―根本商店前―右折―清水医院前)
 ○第五区 二・七・一キロ(清水医院前―下大井交差点―報徳橋―エッソスタンド前―信号―尊徳記念館前―蛸田駅前―狩川橋先右折―大雄山線踏切―川崎陸送小田原営業所前)

スポーツ会館で 鏡開きを

一月十日の日曜日、スポーツ会館では、大人から子どもまで柔道剣道の錬成者百六十人を集めて鏡開きが行われました。



今日は鏡開き。今年の練習も今日からスタート(1月10日スポーツ会館で)

加藤澤夫さんの 講演会を開催

社会体育指導者養成講習会の一環として、オリンピックの体操競技で個人総合優勝をモントリオール、ミュンヘンと連続で果たした加藤澤夫さんの講習会を開催します。

◆日時 二月二十一日(日) 午後一時―三時
 ◆場所 市役所七階大会議室
 ◆講師 加藤澤夫さん(筑波大学講師)
 ◆申込み 二月十九日(金)までに電話で体育課(☎1733)へお申込みを

クラス別野球大会 参加チームを募集

第四十二回クラス別小田原野球選手権大会が、三月二十一日(日)から開催されます。

◆主催 小田原野球協会
 ◆申込み 二月二十九日(月)から開始されます。

◆参加料
 ○一般 二千元
 ○小学生・中学生 千円
 ◆定員 二千人(種目・種別にかかわらず先着順で受け付けます)

◆このマラソン大会の参加申込みや問い合わせは、尊徳マラソン大会実行委員会(〒2500小田原市城山二一九一城山陸上競技場内・☎240343又は☎23549)へお願いします。

尊徳マラソン大会 先着2000人を受付

◆開会式 午前九時
 城山陸上競技場
 ◆受付 午前七時四十分―九時十分
 ◆スタート
 ○五キロ 午前九時三十五分
 ○十キロ 午前九時四十分
 ○二十キロ 午前九時三十分

市民スポーツ・レクリエーションの集い

行事名	内容	日時	会場	対象・人員	会費	申込先	主催
ジョギングを 楽しもう	走る楽しさと健康増進	毎日曜日 午前8時	旧市役所跡地	一般市民・人員制限なし	無料	会場に時間までに集合	小田原走ろう会
民謡の集い	民謡を初歩から指導し、参加者相互の親睦を図る	2月14日(日) 28日(日) 午後7時～9時	小田原スポーツ会館	一般市民・人員制限なし	300円	会場に時間までに集合 譲原キヨ宅 ☎(48)0665	小田原市民謡協会
レクリエーションの集い	ゲーム・ダンスでストレスの解消とシェイプアップを図る	2月17日(水) 午後7時～9時	同上	一般市民・人員制限なし	無料	会場に時間までに集合 星野男宅 ☎(22)9504	小田原レクリエーションクラブ
下曾我別所 梅林を歩く会	歩くことによって健康・体力づくりを図る	2月21日(日) 午前8時30分	小田原駅東口集合	一般市民・人員制限なし	実費(弁当・水筒)	会場に時間までに集合 武井治雄宅 ☎(22)8506	小田原市歩け歩きの会

箱根物産 木まつり

デザインコンクール

◆期間 2月26日(金)～28日(日) 午前9時～午後5時
 ◆会場 市民会館
 ◆期間中、伝統工芸品展示会を開催しています(主催 小田原市)。この展示会では和室コーナー、展示コーナーを設け、伝統工芸品の数々を陳列するほか、象眼、寄木、漆器や組木の実演も行ないます。

◆主催 箱根物産デザインコンクール協議会(神奈川県、小田原市、南足柄市、箱根町、足柄上郡町村会、小田原商工会議所、社団法人箱根物産連合会)

菓子展示会

うまいレトロの菓子がある

◆テーマ 「うまいレトロの菓子がある小田原下町」
 ◆期間 2月19日(金)～21日(日) 午前10時～午後5時 ※21日は午後4時30分まで
 ◆会場 市民会館
 ◆主な内容
 ○1階 自慢菓子の実演と即売
 ○2階 するこコーナー、おやつ教室、クイズコーナー、協賛団体の出店
 ○3階 二宮尊徳にちなんだ飾り菓子の特別展示コーナー、レトロ菓子の即売、飾り菓子の展示、自慢菓子の即売、菓子の相談、抽選コーナー

◆主催 小田原梅まつり菓子展示会開催協議会(小田原市、小田原商工会議所、小田原菓子商工業組合)

市美術展覧会

出品受付(前期)は4月16日

市と市教育委員会主催による第四十一回市美術展覧会は、四月二十日(水)から中央公民館を会場に開催されます。



昨年の市美術展覧会は力作がいっぱいでした

もの。組物(セット物)は一点とみなします。書道(漢字、かな、墨象作品(文字性作品)、刻字、近代詩文) 仕上寸法①横七十七センチ縦二・四メートル(二尺×八尺版)以内

国府津公民館成人講座

老後を健康で楽しむ

国府津公民館では、市民のみなさんが老後を健康で楽しく暮らせるように、成人講座を開催します。受講は無料です。

「老後を健康で楽しむ」講座の日程表
日 時 内 容 講 師
2月23日(火) 「あなたを狙う悪徳商法」 うまい話にご用心!! 消費コンサルタント 国塚三保子

国府津公民館 子ども人形劇 3月6日 入場無料
国府津公民館では、子ども人形劇とパネルシアターを開催します。

国府津公民館 新春経済講演会
「今後の経済見通しとその対策について」
2月10日市役所で

就学援助制度をご利用ください
昭和六十三年四月一日以降小田原市立小学校及び中学校に通学する子どもの保護者の費用(通学用品費、校外活動費等)を、新入学用品費、修学旅行費、医療費(学校保健の申請をしてください)。

国府津公民館成人講座 老後を健康で楽しむ
国府津公民館では、市民のみなさんが老後を健康で楽しく暮らせるように、成人講座を開催します。

Table with 4 columns: Date, Time, Content, Instructor. Details of the 'Old Age' lecture series.

国府津公民館 子ども人形劇
国府津公民館では、子ども人形劇とパネルシアターを開催します。出演は劇団ポツケ。

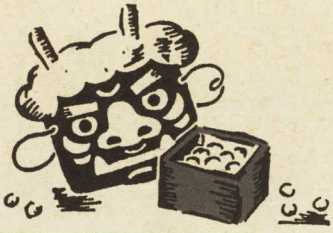
国府津公民館 新春経済講演会
「今後の経済見通しとその対策について」
2月10日市役所で

読書ノート コンクール 受賞者決まる
本町、神田裕美・富水、二宮志穂・桜井 三年、小澤千穂・曾我、西口輝美子、曾我、野地智美、国府津穂坂貴人・下曾我、山田加奈子・大窪、四年、大浦健志・下中、佐野元氣・矢作、鈴木雄介・足柄、高橋里沙、富士見、田代紗織・矢作、五年、池田あやめ・富水、内田淳子・報徳、大曾根佳子・前羽、片岡万里子・本町、津田昌宏・矢作、六年、小沢千春・本町、土屋エミ・本町、松本亜希子・矢作、吉川格恵・富士見、吉田菜美子・山王(中学校)、一年、伊藤藤輪・泉、草柳香・泉、田邊佳世子・千代、二年、山室健太郎・白山、野口尚洋・千代、吉山良之、白山、二年、安達歩・酒匂、東理修一郎・城北、栗原美佳・白山、藤原尚子・鴨宮、保田奈美・鴨宮、飯田繁夫、泉、杉本マヤ・城北、鈴木直記・白山、土谷潤子・鴨宮、中津川徹・酒匂

Table with 5 columns: Job Title, Summary of Work, Working Hours, Salary, Main Workplaces. Details of school staff recruitment.

学校用務員・給食調理員の臨時職員を募集
市教育委員会では、退職者の補充等に充てるため、臨時職員を次のとおり、若干名募集します。

おしらせ



◆ 入札参加願の追加受付を
市が発注する工事、製造の請負、物件の買入れ、測量、設計委託などの指名競争入札に参加を希望する方は、次のとおり追加受付を行いますので、手続をしてください。
◆ 登録有効期間 昭和63年6月1日～64年5月31日
◆ 申込用紙の配布 2月13日(出まで管財課で配布)
※ 用紙配布時に受付日を指定します

児童手当の支給対象は

児童手当は、昭和61年度から段階的に支給要件等を改正してきましたが、63年4月からは平年度化され、第2子以降義務教育就学前の児童(昭和57年4月2日以降の生まれ)が支給対象になります。2月1日から受付をいたしますので該当する方は、市役所児童課(窓口12番)または支所連絡所で申請の手続をしてください。

アドバイザー派遣制度のご利用を

中小企業者等の経営の安定と活性化を図るため、経営、労務、金融等について専門的知識又は実務経験を有する者(アドバイザー)を派遣し、適切な指導と助言をいたします。派遣日数は、原則として4日以内です。希望の企業者等は次のところにお問い合わせください。

◆ 問い合わせ 児童課 ☎1453
◆ 問い合わせ 児童課 ☎1453

小田原の歴史と文化の講演・見学会

県立博物館では、「小田原」の歴史と文化をテーマにした講演会及び見学会を次のとおり開催いたしますので、お問い合わせの上、ご参加ください。

◆ 日程・内容・講師
○ 3月5日(土) 講義「中世の小田原地方」 愛知大学教授 福田久生先生
○ 3月12日(土) 講義「小田原北条氏の文化」 見学「早稲田」
小田原労働センターでは、

◆ 2月9日から 春季賃上げ講座
小田原労働センターでは、今年度の賃金見直しや賃金の引上げの動向などを、各方面の専門家が分かりやすく解説する賃上げ講座を開催いたしますので、奮ってご参加ください。

◆ 小田原警察署の電話番号が変更
小田原警察署の電話番号が次のとおり変わりますのでお知らせいたします。
◆ 変更後の電話番号 ☎20110
◆ 変更月日 2月22日(月)
◆ 問い合わせ 小田原警察署 (現在の電話番号) ☎4131

◆ 男女雇用機会均等法を講談で聞こう
女流講談師の玉井琴枝さんが、男女雇用機会均等法について、講談で語りまします。
◆ 日時 2月17日(水) 午後6時30分開演
◆ 会場 県小田原労働センター
◆ 入場料 無料
◆ 申込み 電話で小田原労働センター ☎3557へ

児童手当等の支払い日は

今月は児童手当・特例給付の2月支払期(10～1月分)があります。

もよおし



市民会館

☎27146

2月
19日 ☆小田原商工会議所青年部主催「読売日本交響楽団」(18時30分～20時30分)
21日 ☆下津圭子チャリティコンサート(15時30分～17時30分)
27日 ☆深津百合子ソプラノリサイタル(14時～16時)
28日 小田原市民会館自主事業第2回市民招待公演「神奈川フィルハーモニー管弦楽団名曲コンサート」(14時～16時)

3月
6日 ☆木馬座ぬいぐるみ人形劇(第1回11時～12時45分 第2回14時～15時45分)
8日 ☆小田原ライオンズクラブ・L・Cチャリティ寄席(第1回14時～16時30分 第2回17時～19時30分)
11日 ☆小田原市公益事業協会「さだまさしコンサート」(18時30分～21時)
12日 ☆ヤマハファミリー劇場(14時30分～15時50分)
13日 ☆竹中15周年記念民謡発表会(10時～20時)
15日 県立足柄高校芸術鑑賞会(9時30分～11時30分) (小ホール)

2月
19日 ☆小田原市民会館自主事業第2回市民招待公演「神奈川フィルハーモニー管弦楽団名曲コンサート」(14時～16時)

2月
19日 ☆小田原市民会館自主事業第2回市民招待公演「神奈川フィルハーモニー管弦楽団名曲コンサート」(14時～16時)

2月
19日 ☆小田原市民会館自主事業第2回市民招待公演「神奈川フィルハーモニー管弦楽団名曲コンサート」(14時～16時)

2月
19日 ☆小田原市民会館自主事業第2回市民招待公演「神奈川フィルハーモニー管弦楽団名曲コンサート」(14時～16時)

中央公民館

☎5300

2月
17日 ともに育つものへの想い(10時～12時)
17日 食品衛生責任者講習会(14時～16時)
21日 れんげ幼稚園お遊戯会(9時～17時)
23日 痴呆性老人問題を考える映画会(14時～16時)

2月
17日 ともに育つものへの想い(10時～12時)
17日 食品衛生責任者講習会(14時～16時)
21日 れんげ幼稚園お遊戯会(9時～17時)
23日 痴呆性老人問題を考える映画会(14時～16時)

2月
17日 ともに育つものへの想い(10時～12時)
17日 食品衛生責任者講習会(14時～16時)
21日 れんげ幼稚園お遊戯会(9時～17時)
23日 痴呆性老人問題を考える映画会(14時～16時)

2月
17日 ともに育つものへの想い(10時～12時)
17日 食品衛生責任者講習会(14時～16時)
21日 れんげ幼稚園お遊戯会(9時～17時)
23日 痴呆性老人問題を考える映画会(14時～16時)

2月
17日 ともに育つものへの想い(10時～12時)
17日 食品衛生責任者講習会(14時～16時)
21日 れんげ幼稚園お遊戯会(9時～17時)
23日 痴呆性老人問題を考える映画会(14時～16時)

2月
17日 ともに育つものへの想い(10時～12時)
17日 食品衛生責任者講習会(14時～16時)
21日 れんげ幼稚園お遊戯会(9時～17時)
23日 痴呆性老人問題を考える映画会(14時～16時)

2月
17日 ともに育つものへの想い(10時～12時)
17日 食品衛生責任者講習会(14時～16時)
21日 れんげ幼稚園お遊戯会(9時～17時)
23日 痴呆性老人問題を考える映画会(14時～16時)

2月
17日 ともに育つものへの想い(10時～12時)
17日 食品衛生責任者講習会(14時～16時)
21日 れんげ幼稚園お遊戯会(9時～17時)
23日 痴呆性老人問題を考える映画会(14時～16時)

伝言板

雲寺 小田原市史編さん
専門委員 岩崎宗純さん
○ 3月19日(土) 講義「小田原城の変遷について」 小田原城郭研究会代表 小笠原清さん
○ 3月26日(土) 見学「中世と近世の小田原城の遺構」 小田原市教育委員会文化財保護課主任 塚田順正さん
※ 時間は各日共、午後1時30分から3時30分まで
◆ 会場 3月5日、19日は小田原市中央公民館 12日は箱根町立郷土資料館
◆ 申込み 電話で小田原労働センター ☎3557へ

◆ 2月9日から 春季賃上げ講座
小田原労働センターでは、今年度の賃金見直しや賃金の引上げの動向などを、各方面の専門家が分かりやすく解説する賃上げ講座を開催いたしますので、奮ってご参加ください。

◆ 小田原警察署の電話番号が変更
小田原警察署の電話番号が次のとおり変わりますのでお知らせいたします。
◆ 変更後の電話番号 ☎20110
◆ 変更月日 2月22日(月)
◆ 問い合わせ 小田原警察署 (現在の電話番号) ☎4131

◆ 男女雇用機会均等法を講談で聞こう
女流講談師の玉井琴枝さんが、男女雇用機会均等法について、講談で語りまします。
◆ 日時 2月17日(水) 午後6時30分開演
◆ 会場 県小田原労働センター
◆ 入場料 無料
◆ 申込み 電話で小田原労働センター ☎3557へ

◆ 児童手当の支給対象は
児童手当は、昭和61年度から段階的に支給要件等を改正してきましたが、63年4月からは平年度化され、第2子以降義務教育就学前の児童(昭和57年4月2日以降の生まれ)が支給対象になります。2月1日から受付をいたしますので該当する方は、市役所児童課(窓口12番)または支所連絡所で申請の手続をしてください。

図書館分館と配本所 利用のご案内

今月は次の日程で図書貸出しを行います。詳細は、各分館の職員、配本所の図書委員にお尋ねください。 図書館 ☎24-1055

分館名	開館時間	期間	冊数
下府中(婦人会)	毎週土曜13時～15時30分	7日	1人1回3冊まで
上府中(母親クラブ)	毎週土曜11時30分～14時30分	7日	
曾我川	毎週金曜9時～16時30分	10日	毎日9時～16時30分 ただし、土曜日の午後、日曜日・祝日は休館となります。
下曾	毎日9時～16時30分		
橋	今月の貸出し日時		
穴部公民館	毎週日曜日	9時30分～11時	
新宿公民館	7日・20日	10時～11時	
網一色公民館	14日	13時～14時30分	
今井公民館	19日	10時～11時	
橋団地公民館	13日・27日	14時～15時30分	
西北公民館	13日	13時～14時	
中曾根公民館	6日・21日	14時～15時	
飯泉公民館	21日	19時～20時	
やま村原住宅	毎週月曜日	16時30分～17時30分	
春木団地	毎週水曜日	14時30分～16時30分	
月曜文庫	12日・26日	15時～17時	
このとり文庫	20日	14時30分～15時30分	
曾田文庫	毎週月・木曜日	15時30分～17時	
新田公民館	20日	14時～16時	
なかごと文庫	毎週土曜日	9時～17時(土曜13時～)	
なごこの家	毎週土曜日	9時～17時	
くまの文庫	毎週土曜日	9時～17時	
前羽福祉館	毎日(土曜の午後・月曜日・祝日を除く)	9時～17時	
国府津公民館	毎日(土曜の午後・月曜日・祝日を除く)	9時～17時	

相談名	相談日	相談時間
法律相談	2・16日	13時30分～15時30分
税金のことについて知りた	2・16日	13時30分～15時30分
身体健康管理について相談したいとき	2・23日	13時～16時
身の上や家庭問題で悩みのあるとき	2・22日	8時30分～17時(土曜12時)
近隣のトラブルや幸せに暮らす権利を侵されたとき	2・9日	10時～15時
国や県・市の仕事について意見や苦情のあるとき	2・18日	10時～15時
年金のことについて知りた	2・12日	10時～15時
借地・借家や不動産のことについて弁護士に相談したいとき	2・12日	10時～15時
教育問題で困ったとき	2・19日	9時～16時

◎市民相談室(市役所正面玄関左)
※教育相談は開設日以外には教育研究所へ
※青少年相談は青少年相談センターへ
☎331383
☎331727
☎291481

今月の市民相談

◎相談はすべて無料です。お気軽にご相談ください。

相談名	相談日	相談時間
法律相談	2・16日	13時30分～15時30分
税金のことについて知りた	2・16日	13時30分～15時30分
身体健康管理について相談したいとき	2・23日	13時～16時
身の上や家庭問題で悩みのあるとき	2・22日	8時30分～17時(土曜12時)
近隣のトラブルや幸せに暮らす権利を侵されたとき	2・9日	10時～15時
国や県・市の仕事について意見や苦情のあるとき	2・18日	10時～15時
年金のことについて知りた	2・12日	10時～15時
借地・借家や不動産のことについて弁護士に相談したいとき	2・12日	10時～15時
教育問題で困ったとき	2・19日	9時～16時

市民劇場

おんなの詩 かくし色秘めて 女美しく
倍賞千恵子コンサート
日時 5月13日(金) 午後6時30分
場所 小田原市民会館
入場料 S席 4000円
S席補助 3700円
A席 3700円
B席 3000円
C席 2000円
前売り 2月14日(日)午前10時から
市民会館2階事務室ほかで
主催 財小田原市公益事業協会
問い合わせ 市民会館 ☎27146
次回予告 6月3日(日) 水谷良重・波乃久里子・安井昌一・菅原謙次・特別出演の萬屋錦之介を迎えて「新派百年記念特別公演」を予定しています。ご期待ください。
なお、入場券前売り予定は3月13日から